

令和4年度 第5回長崎地方最低賃金審議会 議事要旨

- 1 日 時：令和4年8月30日（火） 午前9時00分～午前11時45分
- 2 場 所：長崎労働局8階会議室
- 3 出席者：公益委員4名 労働側委員5名 使用者側委員5名
- 4 議 題：（1）最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について
（2）長崎県特定（産業別）最低賃金改正の必要性について
 - ① 参考人意見聴取
 - ② 労側委員からの説明
 - ③ 必要性の有無

5 審議要旨

議題（1）について

事務局より異議申出内容について説明後、長崎労働局長より諮問が行われた。

審議において、労使双方から意見聴取が行われ、会長より、8月12日の審議会の答申は専門部会及び審議会の場において、最低賃金法に基づき関係者から提出された意見等を考慮し、各種指標も参考に最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案しながら慎重に審議した結果であること。

異議申出の内容についても、これまでの審議の場において、真摯に議論が尽くされていること。労働者側委員、使用者側委員の意見を踏まえると、「令和4年8月12日付け答申どおりの決定が適当である」と取りまとめられ、決議された。

その後、会長より、長崎労働局長に対し「令和4年8月12日付け答申どおり決定するのが適当である。」との答申がなされた。

この後、長崎県最低賃金専門部会の任務が終了し、同部会の廃止が決議された。

議題（2）について

① 労働者側から2団体各1名を参考人として招聘し、各25分間程度意見陳述及び質疑応答が行われた。

② 「はん用機械器具等製造業」及び「船舶製造・修理業等」の最低賃金改正の必要性について、中山委員から説明がなされた。

また、「電子部品等製造業」最低賃金改正の必要性について、桜井委員から説明がなされた。

③ 労働者側委員からは、高いレベルでの公正競争を確保し、かつ、産業の魅力度を高め、優秀な人材確保と着実な技術・技能伝承を図り、将来に亘り長崎県の基幹産業として存在し続ける取り組みが必要であり、未組織の労働者へ賃上げを波及させる必要もあること等から、改正の必要性ありとの主張がなされた。

使用者側委員からは、「はん用機械」及び「船舶」の企業内最低賃金が上がっていないこと、また「電気」については業種の幅が広く業績の差も大きいこと、さらに地賃が高い水準に達しているので、改正の必要性はないとの意見が出された。

このため、意見調整のため公益委員と労使各側と個別に協議が行われたが、全会一致とはならなかったため、継続審議となった。